

海外旅行保険 非対面募集による引受における死亡保険金額の上限額変更

株式会社損害保険ジャパン（以下「損保ジャパン」、社長 佐藤 正敏）は、海外旅行保険の非対面募集（インターネットおよび自動販売機での募集）において、7月22日以降順次、満15歳未満の方を被保険者（補償の対象となる方）とする場合の引受死亡保険金額の上限額を1000万円とします。

1. 背景

保険法改正にかかわる法制審議会・金融審議会等の論議で、保険金目当ての犯罪等を抑止するため、未成年者を被保険者とする死亡保険に一定の制限を課すべきであるとの指摘がなされています。

2. 引受死亡保険金額の制限

損保ジャパンでは、本論議の方向性を踏まえ、海外旅行保険の非対面募集（インターネットおよび自動販売機での募集）において、満15歳未満の方を被保険者とする契約に関しては、特に慎重な対応を必要とするため、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額の引受上限額を1000万円とします。（下表をご参照ください）

<引受可能な死亡保険金額>

| | | 【変更前】上限額 | 【変更後】上限額 |
|----------|--------|----------|---------------|
| 傷害死亡保険金額 | 満15歳未満 | 5000万円 | <u>1000万円</u> |
| | 満15歳以上 | | 5000万円（変更なし） |
| 疾病死亡保険金額 | 満15歳未満 | 3000万円 | <u>1000万円</u> |
| | 満15歳以上 | | 3000万円（変更なし） |

※インターネット・自動販売機以外の方法でご加入いただく海外旅行保険等についても、同様の対応を行うべく検討してまいります。

以 上